

広島県議会情報公開条例及び広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第四十三号

広島県議会情報公開条例及び広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

(広島県議会情報公開条例の一部改正)

第一条 広島県議会情報公開条例(平成十四年広島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。

(広島県議会個人情報保護条例の一部改正)

第二条 広島県議会個人情報保護条例(平成十七年広島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。